

「介護保険指定 0154780068」

あんじゅ音更指定(介護予防)訪問リハビリテーション事業所

運 営 規 程

社会福祉法人 手稲ロータス会

あんじゅ音更指定（介護予防）訪問リハビリテーション事業所運営規程

（事業の目的）

第1条 社会福祉法人手稲ロータス会があんじゅ音更指定訪問リハビリテーション及び指定介護予防訪問リハビリテーションの事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の理学療法士及び作業療法士又は言語聴覚士（以下「理学療法士等」という。）は、計画的な医学管理を行っている医師の指示に基づき利用者の自宅を訪問して、心身の機能の維持回復を図り、日常生活の自立を支援するために要支援又は要介護状態にある利用者に対し、適正な指定訪問リハビリテーション及び指定（介護予防）訪問リハビリテーションを提供することを目的とする。

（運営の方針）

第2条 事業所の理学療法士等は、医師の指示により指定訪問リハビリテーション計画及び指定介護予防訪問リハビリテーション計画に基づき、関係市町村、地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携をとりながら、利用者の健康が増進されるように努めるものとする。

（事業所の名称等）

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- （1）名 称 あんじゅ音更指定（介護予防）訪問リハビリテーション事業所
- （2）所在地 河東郡音更町中鈴蘭元町2番地9
（介護老人保健施設あんじゅ音更内）

（職員の職種及び定数）

第4条 事業所には次の職員を置き、指定訪問リハビリテーションと指定介護予防訪問リハビリテーションを兼務する。

- （1）管理者 1名（兼務）
 - （2）理学療法士及び作業療法士又は言語聴覚士 4名（常勤職員4名）兼務
- 2 職員数は、厚生労働省が定める基準を下回らない人員を置くものとするが、必要に応じて増員又は他の職員を置くことができる。

（職務内容）

第5条 管理者は、健康保険法、介護保険法、老人保健法及び関係法令等を順守して職員を管理し、適切な指定訪問リハビリテーション及び指定介護予防訪問リハビリテーションが行われるよう指示する。

- 2 理学療法士等は管理者の指示に基づき訪問リハビリテーション及び介護予防訪問リハビリテーションを行う。
- 3 理学療法士等は次に掲げるリハビリテーションマネジメントを行う。
 - ① 利用者ごとのリハビリテーション実施計画を管理者及び他の職種の者と共同して作成する。

- ② 利用者ごとのリハビリテーション実施計画に従い利用者の状態を定期的に記録する。
- ③ 利用者ごとのリハビリテーション実施計画の進捗状況を定期的に評価し、必要に応じて当該計画を見直すこと。
- ④ 指定居宅介護支援事業者を通じて、関連する指定居宅サービス事業所の従事者に対し、リハビリテーションの観点から、日常生活上の留意点、介護の工夫等の情報を伝達する。

(営業日)

第6条 営業日は祝祭日を除く月曜日から金曜日までとする。

ただし、次の期間については休日とする。

12月29日から1月4日まで。

(営業時間)

第7条 営業時間は午前9時から午後5時までとする。

(訪問リハビリテーション及び介護予防訪問リハビリテーションの提供方法)

第8条 訪問リハビリテーション及び介護予防訪問リハビリテーションの実施に当たっては、訪問リハビリテーション及び介護予防訪問リハビリテーションの指示書、リハビリテーション実施計画に基づき理学療法士等が訪問し、在宅において機能訓練、介護指導、住宅改修相談等のサービスを提供する。

(訪問リハビリテーション及び介護予防訪問リハビリテーションの内容)

第9条 利用者に対する訪問リハビリテーション及び介護予防訪問リハビリテーションの内容については、次のとおりとする。

- (1) 医師の指示に基づき、病状の観察を行う。
- (2) 機能訓練によるリハビリテーションを行う。
- (3) 利用者の家族に対し、介護の指導、住宅改修相談等を行う。

(緊急時における対応方法)

第10条 理学療法士等は、現に訪問リハビリテーション及び介護予防訪問リハビリテーションを行っているときに利用者に病状の急変等生じた場合は、速やかに主治医に連絡する等必要な措置を講じるものとする。

(利用料)

第11条 訪問リハビリテーション及び介護予防訪問リハビリテーションを提供したときの、利用料の額は厚生労働大臣が定める基準によるものとし、当該指定訪問リハビリテーション及び指定介護予防訪問リハビリテーションが法定代理受領サービスであるときは、その1割、2割又は3割の額の支払いを利用者から受けるものとする。

(その他の利用料)

第12条 通常の事業の実施地域を越えて行う訪問リハビリテーション及び介護予防訪問リハビリテーションに要した交通費については、次の費用を徴収する。

- ・自動車使用の場合：①事業所から往復 10km 未満 100 円
- ②事業所から往復 10km 以上 500 円

2 前項の費用の支払いを受ける場合には、利用者又はその家族に対して事前に文書で説明した上で、支払いに同意する旨の文書に署名（記名押印）を受けることとする。

(通常の事業の実施地域)

第13条 通常の実施地域は、幕別町(札内)・音更町・帯広市内広尾自動車道以北の地域(愛国・別府・川西・稲田・空港南町を除く)とする。・・・帯広市に関しては別紙を参照。

(領収書の交付)

第14条 利用料及びその他の利用料の支払いを受けたときは、それぞれの費用ごとに区分して記載した領収書を利用者へ交付するものとする。

(感染症予防対策・褥瘡予防対策)

第 15 条 サービス提供中に事業所において感染症又は食中毒が発生及びまん延しないよう、感染症予防のための対策を検討する委員会（以下、「委員長」という。）を設置するとともに、予防又はまん延防止のための指針及び予防マニュアルを作成し、その措置を講ずるものとする。また、定期的（年 2 回以上）に研修会を開催するほか、感染症の予防及びまん延の防止のための訓練等を実施するなど、従業者に周知・徹底を図り、感染症予防に努める。さらに、感染症予防に関する措置を適切に実施するための担当者を当該委員会に定まる。

また、褥瘡が発生しないよう褥瘡防止対策マニュアルに基づき適切な介護を行うとともに、定期的に研修会等で確認し、発生防止に努める。

(介護事故対策)

第 16 条 サービス提供中における転倒等の事故発生又はその再発を防止するため、事故防止のための指針及び事故防止マニュアルを作成するとともに、定期的に研修会を開催するなど、従業者に周知・徹底を図り、介護事故防止に努めるものとする。また、介護事故防止の取組みを適切に実施するための担当者を当該指針に定める。

(虐待の防止)

第 17 条 高齢者虐待防止法の実効性を高め、利用者の尊厳の保持及び人格の尊重が達成されるよう、虐待の未然防止、虐待等の早期発見の観点から、虐待の防止のための対策を検討する委員会を設置するとともに、虐待の防止に関する指針及びマニュアルを作成し、その措置を講ずるものとする。また、高齢者虐待防止法等に規定する従業者の責務・適切な対応等を正しく理解するため、従業者に対し定期的に研修を行うとともに、虐待防止に関する措置を適切に実施するための担当者を当該委員会に定める。

(非常災害対策)

第 18 条 サービスの提供中に災害が発生した場合、従業者は利用者の避難等適切な措置を講ずる。また、管理者は、消防設備その他の非常災害に際して必要な設備を設けるとともに、日常的に具体的な対処の方法、避難経路及び協力機関等との連携方法を確認し、災害時には、避難等の指揮をとる。

2 施設は、あらかじめ、通報、連携体制、地域との連携等について、具体的な対策の計画を作成しておき、従業者に周知を図るとともに、消防署等との合同訓練を年 2 回以上実施する。

(業務継続計画の策定等)

第 19 条 事業所は、感染症や災害が発生した場合にあっても、利用者が継続してサービスの提供を受けられるよう、サービスの提供の継続的实施及び非常時体制において早期に業務を再開するための業務継続計画を策定するとともに、その計画に従い、定期的(年 2 回以上)に研修及び訓練を全従業者に対し実施するものとする。なお、業務継続計画については、感染症及び災害に係る業務継続計画を作成する。

(運営についての留意事項)

第 20 条 あんじゅ音更指定訪問リハビリテーション及び指定介護予防訪問リハビリテーションは社会使命を充分認識し、職員の質的向上を図るため研究、研修の機会を設け、常に業務体制の整備に努力する。

2 この規程に定める事項の外、運営に関する重要事項は、社会福祉法人手稲ロータス会と事業者の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附 則

この規程は、平成 21 年 8 月 25 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 23 年 6 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 26 年 1 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 30 年 8 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。